

昭毎
和四
年四
月十五
日第三
種郵
便物
規則
施行

鳥取県公報

規則

◇規則 ◇告示

- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正する規則をここに公布する。
- 昭和三十六年八月二十九日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 鳥取県規則第四十五号
- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和三十年十二月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
- 第三条中「山林事務所長」を「地方農林振興局長」に改める。
- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六月一日から適用する。

- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正する規則をここに公布する。
- 昭和三十六年八月二十九日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 鳥取県規則第四十五号
- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和三十年十二月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
- 第三条中「山林事務所長」を「地方農林振興局長」に改める。
- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六月一日から適用する。

- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正する規則をここに公布する。
- 昭和三十六年八月二十九日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 鳥取県規則第四十五号
- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和三十年十二月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
- 第三条中「山林事務所長」を「地方農林振興局長」に改める。
- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六月一日から適用する。

00343

鳥取県告示第四百九十九号

歲出合計
2,746

3 公衆衛生費
545

2 予防衛生費
2,201

昭和三十六年八月臨時県議会において承認された専決処分に基づく昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

名 称

所 在 地

昭和三十六年 上村医院

日野郡日野町黒坂一五二
四の一

款 項	科 目	今後追加予算額 千円
3	地方交付税	2,111
7	国庫支出金	635
2	国庫補助金	635
	歳入合計	2,746
7	歳 出	今回追加予算額 千円
	保健衛生費	2,746

鳥取県告示第四百九十一号

次の農道は、昭和三十六年八月二十九日から公用を廃止した。

昭和三十六年八月二十九日 火曜日 鳥取県公報 第3254号

00350

3 昭和三十六年八月二十九日 火曜日 鳥取県公報 第3254号

鳥取県告示第四百九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和三十六年八月二十五日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年八月二十九日 火曜日 鳥取県公報 第3254号

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	代表者氏名	まつ消年月日
(一)第七五〇号	昭三六、六、五	上村建設(株)	西伯郡名和町大字西坪	上村 熊雄	昭三六、八、二

関係団面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百九十三号	鳥取県告示第四百九十四号
次の建設業者は、建設大臣登録されたので、知事登録をまつ消した。	次の建設業者は、建設大臣登録されたので、知事登録をまつ消した。
昭和三十六年八月二十九日	昭和三十六年八月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗
1 気高郡青谷町大字青谷 青谷町長 井島 英巳	1 埋立の免許を受けた者
2 気高郡青谷町大字青谷字瀬崎四、三 七四番地の四の地先水面(関係団面は土木部管理課に保存)	2 埋立の場所
3 埋立の面積 二六七坪二合	3 埋立の目的 宅地、耕地及び上水道水源用地造成

鳥取県告示第四百九十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条
 第二項の規定により、大口堰土地改良区の定款変更を、
 昭和三十六年八月二十三日認可した。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十八号
 昭和三十六年度狩獵知識認定試験及び狩獵講習会を次のとおり実施する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

狩獵知識認定試験

一 試験方法

狩獵を行なううえに必要な事項について二時間説明を行なった後に択一式試験を実施する。

二 日時及び場所

九月十八日 午前九時から 正午まで

中央農協連会議室 倉吉市上井町

五 埋立の工期 着工期限 昭和三十六年八月三十一日

しゆん工期限 昭和三十六年十一月三十日

十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県告示第四百九十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第二

許可番号 家畜人工授精所の名称 所 在 地 氏 名

一五二 豊実農業協同組合 家畜人工授精所 鳥取市宮谷四四〇ノ一

豊実農業協同組合 組合長理事 古田 静男

名

鳥取県告示第四百九十六号
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十六年八月二十一日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

氏 名

名称又は屋号

住 所

所

営業所の所在地

五四六

玉森美代子 はちまき

鳥取市川外大工町二番地

住所に同じ

五四七

吉本 謙二

中国電力健康保険組合

鳥取莊

片原一丁目五一

鳥取市吉方二八四ノ一

五 その他

イ 試験当日筆記用具を持参すること。

ロ 受験者は過去の受講証明書又は地方農林振興局

長の受講したことを証する書類を持参すること。

狩獵講習会

一日時及び場所

十月三日 午前九時から 午後四時まで 倉吉市仲之町

（急傾斜農道）倉吉市有親館

タ 五日 八日 右同

鳥取市吉方 鳥取県農業共済連會議室

米子市錦町

米子自動車学校

昭和三十六年八月二十九日 石破二朗

二 講習科目

狩獵に関する法令

狩獵鳥獣の判別

獵具の取り扱い

三 受講対象者

原則として過去に狩獵法第七条ノ二第一項の規定による狩獵講習会を受講したことがない者及び昭和三

十六年度狩獵知識認定試験の不合格者

鳥取県告示第四百九十九号

昭和三十六年六月二十八日付けで上砂見土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする新規土地改良事業

（急傾斜農道）について、審査の結果、その計画を適

当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦

覧に供する。

一 縦覧期間

昭和三十六年八月二十九日から二十日間とする。
昭和三十六年八月二十九日 石破二朗

二 縦覧場所

鳥取市上砂見 上砂見土地改良区事務所
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百号

昭和三十六年七月十日付で新開土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする新規土地改良事業（かん

がい排水）については、審査の結果、その計画を適當と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧期間 昭和三十六年八月二十九日から二十日間とする。

二 縦覧場所 東伯郡北条町大字江北 新開土地改良区事務所